

	号外 昭和34年4月1日 第3種郵便物認可	定価1部2円	No.2563 2020年 10月22日	県人勸(一時金)を経て賃金・労働条件改善への「確定闘争」がスタート。一層の取り組みへの結集を!
		発行所 盛岡市内丸10番1号 岩手県管内 岩手県職員労働組合		

2020県人勸闘争⑥ 10.22県人事委員会報告

一時金4.45月維持

民間調査の結果・民間4.44月

月例給・諸手当等は別の時期に勧告又は報告

県人事委員会(熊谷隆司 委員長)は、22日、知事及び県議会に対し職員の給与等に対する報告(下記内容)を行った。

民間給与実態調査の結果とはいえ、県地公共闘(7単組で構成)は、交渉の場で、コロナ対策や災害対応など、厳しい情勢の中、公務職場で奮闘する職員の勤務意欲の確保を求め、並行して職場からも切実な声や要求を要請打電で訴えてきた。これらの組合員の取り組み結果が、今回の一時金水準維持の「報告」にとどめさせたといえる。

今後、月例給等は別途報告・勧告を行うことから、引き続き、県地公共闘に結集し、組合員の賃金水準の維持、高齢層職員の勤務意欲策、諸手当、休暇の拡充、ハラスメント防止対策などの継続課題の前進に向け、全力で取り組む(地公共闘議長声明文は裏面)。

【報告のポイント】

期末手当・勤勉手当(ボーナス)は据置き

- ・ボーナスは民間の平均支給割合とおおむね均衡していることから据置き
- ・月例給等については、今後検討を行い、別途報告・勧告を実施

【一時金に関する報告の概要】

1 民間給与の調査

- ・感染拡大防止の観点から、民間給与実態調査を2回に分けて実施。先行して調査したボーナス等の調査をとりまとめたことから、期末手当及び勤勉手当に関する報告を行うもの(完了率83.4%)
- ・昨年8月から本年7月までの職員と民間の支給割合を比較：民間4.44月

2 一時金の改定

- ・民間と、職員の年間支給月数がおおむね均衡、改定をしないことが適当

3 月例給

- ・公務と民間の4月分の給与額を比較し、必要な報告・勧告を予定

2020 県人事委員会報告に対する声明

本日10月22日、県人事委員会は知事と県議会に対し、一時金に係る民間給与実態調査の結果を踏まえ、公民較差が概ね均衡しているとし、一時金を水準維持とする報告を行った。

今年は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、民間給与実態調査が例年に比して大幅に遅いスケジュールとなり、調査結果がまとまった一時金を先行して報告する異例の対応となった。新型コロナウイルス感染症の影響を受け、厳しい情勢の中で県人事委員会が一時金の水準を維持する判断を行ったことは、県地公共闘（7単組で構成）で要請してきた、あらゆる公務職場で奮闘する職員の勤務意欲の確保に一定応えた判断と評価できる。併せて、県職員の賃金水準が県内地場中小企業で働く労働者の賃金水準に広く波及する実情も踏まえれば、今回の県人事委員会の判断は、県内労働者の賃金水準の維持にも一定の役割を果たすものといえる。

なお、県人事委員会は、月例給をはじめ、今回報告した一時金を除く事項（諸手当、休暇制度及び公務運営に関する事項等）に関しては、引き続き検討を重ね、必要な時期に報告・勧告を行うこととしている。新型コロナウイルス感染症対策も相まって、私たち公務職場を取り巻く職場環境も厳しさを増しており、職員の勤務意欲の確保と安心して働き続けられる職場環境の改善は急務といえる。県地公共闘は、月例給の水準維持、通勤手当をはじめとする諸手当の改善、不妊治療の特別休暇の創設や子等の看護休暇の拡大など仕事と家庭の両立支援の充実、実効性ある長時間労働の是正策、ハラスメント防止対策の徹底などについて、引き続き県人事委員会に対して改善要請を求めていく。

並行して、賃金水準の維持をはじめ労働条件の改善に向け県当局と交渉を展開していく。新型コロナウイルス感染症対策による県民の健康と生活の確保、東日本大震災をはじめとする各種災害からの復旧・復興と良質な県民サービスの提供のため、職員が安心して職務に専念できる職場環境と意欲を持てる賃金・労働条件の確保に向け、2020確定闘争を全力でたたかい抜くものである。

2020年10月22日

岩手県地方公務員共闘会議
議長 金田一 文紀